

交通遺児育英会奨学生の第2次募集について

交通遺児育英会は、保護者が道路における交通事故で死亡又は著しい後遺障害のため働けなくなった家庭の生徒に奨学金を貸与し、教育の機会均衡等を図り、社会有用の人材を育成することを目的とした事業を行っています

○高等学校（在学）奨学生＜出願期間 令和6年1月31日(水) まで＞

貸与対象者	保護者等が自動車事故や踏切事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒であること。
奨学金	無利子貸与月額2万円・3万円・4万円のいずれかから選択（うち1万円は給付）
貸与期間	正規の卒業期まで。 全国で400人募集
条件等	学力基準はなく、家計の基準がある。 他の奨学金との併用ができる。無利子の貸与。 上級学校へ進学した場合は返還猶予ができる

○大学・短期大学（予約）奨学生＜出願期間 令和6年1月31日（水）まで＞

貸与対象者	保護者等が自動車事故や踏切事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒で、令和6年度に大学又は短期大学に進学を希望する生徒。
奨学金	無利子貸与月額4万円・5万円・6万円のいずれかから選択（うち2万円は給付） （国公立、私立及び大学・短大を問わない）
貸与期間	正規の最短終業年限の終期まで。 全校で300人募集
条件等	学力基準はなく、家計の基準がある。 他の奨学金との併用ができる。無利子の貸与。 上級学校へ進学した場合は返還猶予ができる。
その他	入学一時金の貸与も受けられる。（40・60・80万円から選択） 東京及び関西に学生寮があり入寮を希望できる。

○専修学校・各種学校(予約) 奨学生＜出願期間 令和6年1月31日（水）まで＞

貸与対象者	保護者等が自動車事故や踏切事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒で、令和6年度に専修学校・各種学校に進学を希望する生徒。全国で150人募集 ※その他の条件等は大学・短期大学(予約) 奨学生と同じ。
-------	--

※出願に当たっては、願書・交通事故証明書・保護者の所得に関する証明書・戸籍謄本（事故にあった人と生徒との関係を証明するため）、その他の書類が必要です。

また、大学等予約奨学生の場合は、推薦書(担任の先生に作成してもらう) も必要です。

教室掲示用

＜希望する生徒は、各自手続きしてください。＞